

# 裁判 IT 化科研ニュースレター

2025 年度  
春夏 4 号

2025 年 4 月 30 日発行

本 NL のモットー (1) 裁判の IT 化関連のニュースを幅広く提供、(2) 研究のトピックをわかりやすく紹介

※この NL の web 版はこちらから (短縮 URL を作成しました) <https://bit.ly/saiban-it-newsletter>

## 司法書士会における裁判の IT 化対応の現状と未来

司法書士 (大阪司法書士会会長) 谷 嘉 浩

### 1 民事訴訟法改正に至る流れと司法書士会

平成 29 年 6 月、当時の安倍内閣のもとで閣議決定された「未来投資戦略 2017」において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」という政府の方針が示され、同年 10 月、内閣官房に「裁判手続等の IT 化検討会」が設置された。そして、平成 30 年 3 月に「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—「3つの e」の実現に向けて—」が公表され、e 提出、e 事件管理、e 法廷という、裁判手続きの迅速化と当時者の利便性を図るための具体的な IT 化の提言がなされた。

この頃、日本司法書士会連合会 (日司連) では、将来の民事裁判の IT 化に対応するためにワーキングチーム (WT) が立ち上げられ、私もそのメンバーとして参加することとなった。

平成 30 年 7 月、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等 IT 化研究会」が設置され、この研究会に日司連から小澤吉徳会長 (当時は副会長) がオブザーバーとして参加するようになった。この研究会でのとりまとめを受けて、日司連の WT では書籍の発刊を企画することになった。そして、令和 2 年 3 月に中央経済社から「裁判 IT 化がわかる!」を発刊し、3 月 25 日にはアマゾン部門別売れ筋ランキング 1 位に輝いた。この時の執筆料として日司連から書籍が 20 冊送られてきたが、私の事務所には、いまだに 17 冊が残ったままである。

そして、令和 2 年 6 月に組織された「法制審議会民事訴訟法 (IT 化関係) 部会」には、小澤副会長 (任期中に会長に就任) が正式な委員として参加することとなり、私が参加していた WT がバックアップチームとしてサポートすることになった。WT では、会議における小澤会長の発言内容を事前に検討し、メンバーが順番に書記役として同行した。その一方で、全国の単位司法書士会に対しても、月 1 回程度の頻度で法制審議会での議論の情報を提供し、意見交換を行うなどした。

令和 4 年 2 月、部会でとりまとめられた要綱案が法制審議会の総会で承認され、民事訴訟法改正 (以降、成立後の法律については、改正民訴法と表記する) の法案が令和 4 年 5 月 18 日に参議院本会議での可決によって成立した (5 月 25 日公布)。国会での審議の過程では、衆議院と参議院の両法務委員会に、与党側の参考人として、小澤会長が法案に賛成する立場で出席し、質疑を受けている。

### 2 改正民事訴訟法の段階的施行と実務の対応

改正民訴法は、段階的に施行されることになっており、現在は最終の全面施行を待っている段階にある。

段階的施行の経緯を追っていくと、令和 5 年 2 月 20 日に、当事者等が DV や犯罪の被害者等である場合に住所や氏名を秘匿したまま訴訟を進められる制度が始まった後、同年 3 月 1 日に、当事者双方が裁判所に出頭せず、電話会議やウェブ会議により弁論準備手続や和解手続の期日に参加することができる、当事者双方不出頭の弁論準備手続がスタートした。それまでは、少なくとも当事者の一方は裁判所に出頭する必要があったことから、当事者の利便性が高まった。もっとも、ウェブ会議による弁論準備手続が行われているのは、地方裁判所 (以降、地裁と略す) 以上に限られ、しかも当事者に訴訟代理人が付いている事案がほとんどであるため、簡易裁判事件や本人訴訟の事件には採用されていないようである。

令和 6 年 3 月 1 日には、当事者の一方又は双方がウェブ会議を利用して口頭弁論の期日に参加できるようになり、法律的には訴訟当事者 (訴訟代理人) が一度も裁判所に出頭することなく裁判が完結できるようになった。実際に、地裁では弁護士が法廷にいない状況が当たり前になりつつある。しかしながら、

簡易裁判所（以降、簡裁と略す）においては本人訴訟率が非常に高く、また、事件数が多いことなどから、ウェブ会議を利用した口頭弁論期日はそれほど多くないようである。

令和7年3月1日からは、人事訴訟や家事調停において、当事者双方が裁判所に現実に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して、離婚・離縁の和解・調停を成立させることができるようになった。

そして、公布から5年以内である令和8年5月25日まで（実際には3月頃になると思われる）に、改正民訴法が完全施行される。具体的には、①インターネットを利用して訴えの提起や主張書面の提出などを行うことができるようになり、裁判所からの送達もインターネットを通じて行うことができるようになる。②原則として、訴訟記録が電子データで保管されることとなり、訴訟記録の閲覧等が、インターネットを通じて裁判所のサーバにアクセスする方法によって行うことができるようになる。③当事者双方の申し出・同意による、法定審理期間訴訟手続（手続開始から6月以内に審理を終結し、そこから1月以内に判決をする制度）が創設される、といった新しい制度が予定されている。特に、①に関して、弁護士はすべての民事訴訟事件でオンラインによる書面の提出が義務化され、私たち司法書士も簡裁での民事訴訟事件で訴訟代理人として関与する場合は、書面のオンライン提出が義務化されることになる。一方、本人訴訟の場合はオンラインの利用は任意となっている。司法書士は、地裁以上の事物管轄においても、古くから本人訴訟を裁判書類作成業務によってサポートしてきた経緯があり、書面のオンライン提出がスタートした後も、本人訴訟におけるオンライン利用のサポートを期待されている。

ところで、民事裁判における書面の提出については、令和2年から全国の地裁で民事裁判書類電子提出システム（mints）という、裁判書類の提出方法が導入されている。この mints は、既存の民事訴訟法 132 条の 10 等に基づいて、裁判書類をオンラインで提出するシステムで、準備書面、書証の写し、証拠説明書といった、ファクシミリで提出することが許容されている書面だけを対象としている。改正法の施行の前段階で許容された提出方法であるため、書面のデータをアップロードすることによって裁判所に提出するが、裁判所ではデータではなく、プリントアウトした書面で記録を管理することになる。

これとは別に、現在最高裁では、来年の改正民訴法の完全施行によって導入される書面のオンライン提出制度に対応するため、新しい電子情報処理組織（TreeeS）を開発している。しかしながら、この TreeeS は開発が大幅に遅れており、改正民訴法完全施行後も、しばらくは mints をバージョンアップして利用していくということになっている。そのため、当初は予定されていなかった簡裁にも、今年の夏頃から mints を導入していくことになるようである。

### 3 民事訴訟法改正後の司法書士会の取り組み

#### (1) 日本司法書士会連合会

令和4年改正民事訴訟法は、令和4年5月18日に成立し、同月25日に公布されたが、法制審議会の部会に係属している段階から日司連の小澤吉徳現会長が委員として参加しており、法案が国会に提出されてからも、衆参両議院の法務委員会で小澤会長が参考人として質疑答弁を行った。法律が成立して以降も、日司連は法務省や最高裁と協議を継続しており、実務家の立場から提言を行っている。

その中でも、私たち司法書士にとって一番の関心事は、本人訴訟のサポート方法である。代理人を付けずに裁判を行う、いわゆる本人訴訟においては、改正民訴法完全施行後も民事裁判書類のオンライン提出は義務化されないが、紙の書面で提出された記録も裁判所の職員がデータ化しなければならないため、オンラインでの提出が期待されている。現在の司法書士が行う本人訴訟支援では、裁判書類を作成することはもちろんであるが、自分の事務所を送達場所に指定し、自身を送達受取人とすることによって、書類の受領と提出を行っている司法書士も少なくない（司法書士が作成した書類を本人が確認して署名押印していることが大前提である）。今後、オンライン提出が始まってからも同様のサポートをすることができるのかという点が、司法書士にとって非常に大きな論点になっているが、日司連は新しいシステムに書類作成者が関与できるチャンネルを設けることを要望しており、仮にこのようなチャンネルが設けられるようであれば、これまでと同様に、オンラインでの書類の提出と受け取りができるようになるのではないと思われる。

## (2) 東京司法書士会

東京司法書士会は、令和7月2月14日に、東京簡易裁判所において、同会の裁判業務推進委員会委員と理事者が出席し、模擬web口頭弁論、模擬web弁論準備手続を行った。模擬裁判の設例は、訴額100万円の貸金返還請求事件で、最終的に総額100万円を毎月10万円ずつ分割で弁済するという和解を調えるというもの。

法廷内には傍聴者用に大きなモニターが設置されており、裁判官と書記官それぞれにパソコンが用意されていた。WEB口頭弁論においては、裁判官は法廷から出席するが、WEB弁論準備手続は、執務室の自席から参加するのが一般的ということである。また、司法委員が関与する場合は、TEAMSではなくWEBEXを利用し、司法委員だけではなく必ず裁判官も同席する運用をしているそうである。

模擬裁判の中では、裁判官が、原告代理人、被告代理人に対してそれぞれの事務所であるのかを確認したうえで、第三者の立会いは不可であることを伝えた。そして、WEBカメラで室内を撮影して確認を取ったが、代理人である場合は、事務員やその他の司法書士、弁護士が事務所内においても守秘義務があるのでそれらの者がいてもよいという説明があった。

## (3) 大阪司法書士会

私が所属している大阪司法書士会は、二年に一度、大阪簡易裁判所（以降、大阪簡裁と略す）と懇談会を行っている。今年は2月20日に開催し、当会の役員や裁判業務推進委員会のメンバーと、大阪簡裁の裁判官、書記官との間で質疑や要望を交わした。当会からは、大阪府下の簡裁におけるウェブ会議を利用した口頭弁論や準備手続の実施状況などについての質疑を提出し、簡裁側からは、裁判期日をウェブ会議で実施できることについて司法書士会による会員周知をどのような方法で実施しているのかといった質疑と、裁判期日におけるウェブ会議の利用について、困りごとがあれば教えてほしいといった呼びかけがあった。

大阪簡裁では、昨年12月までにウェブ会議を利用して行われた口頭弁論は118件、弁論準備手続は162件。口頭弁論のほとんどは、原告側が貸金業者や債権回収会社という、いわゆる業者事件と呼ばれるもので、このような事件は1つの時間帯に10件以上も同じ原告の事件がスケジュールされ、かつ、欠席判決で終わることが多いという特徴があるため、原告の業者の社員が許可代理人としてオフィスなどからウェブで参加しているようである。一方、双方に弁護士や司法書士などの訴訟代理人が関与している事件の場合は、裁判所が早々に事件を弁論準備手続に付して、ウェブ会議を使って論点整理を進めているということである。先述のウェブによる口頭弁論と弁論準備手続の数字は、このようなすみ分けによるもののようである。裁判所としては、ウェブ会議の利用を推進するために、司法書士会にも会員に対して研修や対内広報を通じて積極的な情報提供をしてほしいということであった。もっとも、司法書士の場合は弁護士と違って小規模な事務所が多く、自宅と兼用の事務所や、独立した応接室を持っていない事務所も少なくない。ウェブ会議を利用した口頭弁論や弁論準備手続では周辺に第三者がいないことが求められるため、どこまで徹底させる必要があるのかを、裁判所と協議しながら検討していきたい。

今回の民事裁判のIT化は、私たち専門士業にとって実務の一大転換期である。これをきっかけとして、司法書士が行う裁判業務について、広報活動を積極的に展開していく予定である。とりわけ、地方裁判所などで弁護士に依頼せず本人での訴訟を希望する一般の方にも、司法書士の書類作成による本人訴訟支援を利用していただきたい。そのためには、裁判業務に積極的に取り組む司法書士を、これまで以上に増やしていく必要があり、当会としても、対内的なインフラ体制を整備しながら、国民の司法アクセスを支えられるように事業展開していきたいと考えている。

谷先生のご講演をYouTubeでご覧になれます→<https://youtu.be/vZHsUfv7aGo> (編集部補記)

過去の『ニュースレター』は、以下でご覧になれます→<https://kaken-kahisdayoshio.sakuraweb.com/>

国立大学法人 長岡技術科学大学 高口研究室内  
裁判IT化科研ニュースレター企画編集室  
〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1  
Tel: 0258-47-9912 (直通)  
Email: koguchi@vos.nagaokaut.ac.jp

編集後記：発行者の高口です。今回の第4号は、谷嘉浩先生から玉稿を賜りました。裁判IT化は司法書士会にどのような影響を及ぼしているのか、あるいは、及ぼすと考えられているのかについての理解が深まったのではないのでしょうか。これからも、私たちの、教育・研究・実践が多くの方たちのお役に立てればと思っております。今後よろしくお願いいたします。(2025年4月)